

議案第30号

職員の給与に関する条例及び栗山町職員の通勤 手当支給に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附則第12項中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第18項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

(栗山町職員の通勤手当支給に関する条例の一部改正)

第2条 栗山町職員の通勤手当支給に関する条例(平成12年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。